

危 政 第 29 号
危 对 第 43 号
令和 2 年 5 月 8 日

賀茂地域局危機管理課長 様
東部・中部・西部地域局地域課長 様

危機政策課長
危機対策課長

「避難行動判定フロー」による住民自らの避難行動の確認
について（通知）

このことについて、令和 2 年 4 月 21 日付け府政防第 819 号、消防災第 72 号「避難の理解力向上キャンペーンの実施」（別添）にあたり、現在、県民一体となって新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組んでいる状況ですので、当面は、各家庭において自らが自宅の災害リスクを踏まえた適切な避難行動を確認していただくことを推進したいと考えております。

つきましては、「避難行動判定フロー」の確認を推進する資料等を下記のとおり作成しましたので、管内市町に対し、回覧板やホームページ等で「避難行動判定フロー」を活用して住民自らが避難行動を確認してもらえよう周知願います。

なお、避難の理解力向上につきましては、新型コロナウイルスの感染収束後、マイタイムラインの作成と併せて対策を推進してまいりますので、引き続き御協力願います。

記

1 送付資料

住民向けお知らせ（案）
避難行動判定フロー
避難行動判定フローの使い方

2 参考添付

避難の理解力向上キャンペーンの実施等について（内閣府通知）
避難行動判定フロー（小学生向け）

3 その他

静岡県ホームページに「避難の理解力向上キャンペーン」の啓発サイトを設置予定

危機政策課政策班 松村
054-221-2456
危機対策課対策班 井嶋
054-221-3729

市民・町民の皆様へ

大雨のシーズンを迎える前に、ハザードマップを確認して
水害や土砂災害から命を守る避難行動をとる準備をしましょう！

「自宅の災害リスク」と「とるべき避難行動」の確認

近年、全国各地で集中豪雨が頻発しています。

昨年も、台風第19号等では、「避難をしなかった」、「避難が遅れた」ことによる被災や、豪雨の中での移動中の被災が数多く発生しました。

本格的な梅雨入りを迎える前までに、台風・豪雨時に供えて、ハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」(別添チラシ)を活用し、行政から避難勧告等が発令された場合に、自分はどうのような避難行動をとるべきか、事前に確認しておきましょう。

命を守るため「ためらわずに避難」

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、外出の自粛をはじめ、「三密を避ける」などの感染防止に御協力をいただいている状況においても、水害や土砂災害の危険性が高い場所にお住まいの方は、命を守るため、ためらわずに避難してください。

「避難」とは「難」を「避」けることであり、避難所に行くことが全てではありません。安全な親戚、知人宅も避難先として検討することもできます。

なお、皆様に適切な避難行動をとっていただくため、静岡県では「避難行動判定フローの使い方」を作成しています。

また、避難に関する資料をまとめたホームページ(下記)も作成していますので参考にしてください。

「避難の理解力向上キャンペーン」

<https://>

市・町	課
TEL 0000-00-0000	

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に
確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、
自宅の災害リスクととるべき行動を
確認しましょう。

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ **必ず取組みましょう**

ハザードマップ*で自分の家がどこにあるか
確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い
区域を着色した地図です。着色されていないところ
でも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周りと比べて低い土
地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村
からの避難情報を参考に必要に応じて避難して
ください。

はい

災害の危険があるので、原則として*、
自宅の外に避難が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまう
おそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧
などの備えが十分にある場合は自宅に留まり
安全確保をすることも可能です。
※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマン
ション等の上層階に住んでいる場合は自宅に
留まり安全確保をすることも可能です。

解説は裏面をご覧ください

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間
がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚
や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル3が出たら、**安全な親戚や知
人宅に避難**しまし
ょう(日頃から相談し
ておきましょう)

警戒レベル3が出たら、市区町村が指定
している**指定緊急避
難場所に避難**しま
しょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚
や知人はいますか？

はい

いいえ

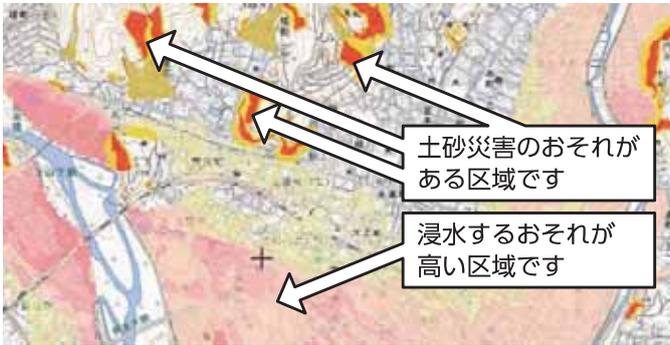
警戒レベル4が出たら、**安全な親戚や知
人宅に避難**しまし
ょう(日頃から相談し
ておきましょう)

警戒レベル4が出たら、市区町村が指定
している**指定緊急避
難場所に避難**しま
しょう

避難行動判定フローの参考情報

ハザードマップの見方

必ず確認してください



※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

凡例

水害

洪水浸水想定区域
(浸水深)

3・4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

土砂災害

土砂災害警戒区域：
土砂災害のおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域：
建造物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域

ハザードマップポータルサイト

検索



ハザードマップの見方

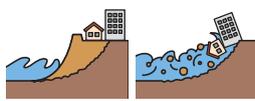
もっと詳しく知りたい人向け

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないか



流速が早いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります



地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

② 浸水深より居室は高いか

3・4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢できるか、 水・食糧などの備えは十分か



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や、③浸水継続時間はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。なお、重ねるハザードマップには記載がありません。

※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。



警戒レベル3や4が出たら、危険な場所から避難しましょう



**「避難」とは「難」を「避」けることです
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません**



**避難先は小中学校・公民館だけではありません
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう**

※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。(小中学校、公民館など)

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

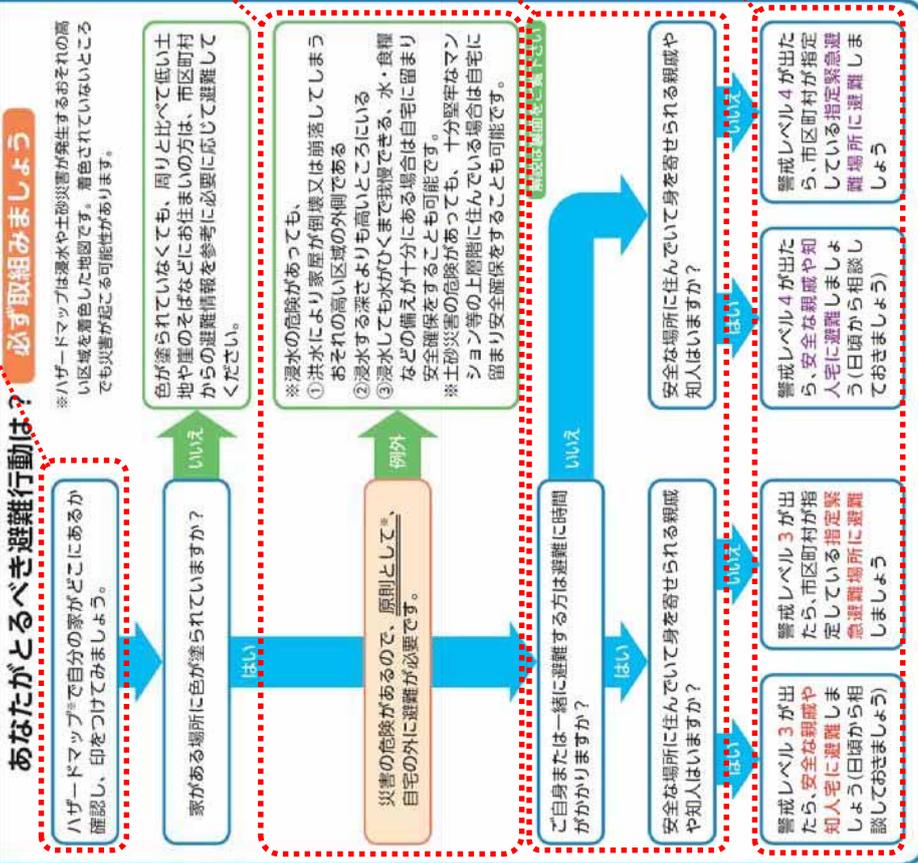
わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」
<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に確認
「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクをとるべき行動を確認しましょう。

避難行動判定フロー



避難行動判定フローの使い方

①ハザードマップで自分の家がどこにあるか確認しましょう。

国土交通省のホームページ「ハザードマップポータルサイト」※又は市町から配布されたハザードマップで自分の家が洪水や土砂災害等の危険があるか確認しましょう。

※インターネットで「ハザードマップポータルサイト」と検索または右のQRコードをスマートフォンで撮影



ハザードマップポータルサイト 検索

「ハザードマップポータルサイト」の使い方は裏面をご覧ください

②家がある場所に色が塗られていたら「原則として避難」ただし、「避難」とは「難」を「避」けることです。自宅に留まって安全確保が可能かチェックしましょう。

家がある場所に色が塗られていても、例外と記載された矢印の枠に記載された条件に当てはまる場合は、自宅に留まって安全を確保することも可能です。

③家がある場所に色が塗られていて、例外に当てはまらない場合は命を守るため、安全な場所へ避難する必要があります。チラシの判定フローを読んで、当てはまる行動を選択しましょう。

避難をはじめめるタイミングはご自身又は一緒に避難する家族の方の状況により異なります。

また、市町が指定した避難所に必ず行く必要はなく、安全な親戚・知人宅も避難先として検討することができます。

④こちらが、あなたの避難のタイミングと避難先の目安です。

避難のタイミングは、市町から発表される避難情報の「警戒レベル3」又は「警戒レベル4」が基本となります。

警戒レベルには5段階あります。詳しくは赤いチラシ「台風・豪雨時に「避難のポイント」を確認しましょう」をご覧ください。

緊急時の避難先は、お住まいの市町防災担当課にお問い合わせください。

(作成: 静岡県危機管理部)

府政防第 819 号
消防災第 72 号
令和 2 年 4 月 21 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

内閣府政策統括官(防災担当) 付参事官(調査・企画担当)
消防庁国民保護・防災部防災課長
(公印省略)

「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について(通知)

平素より、防災行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

政府では、令和元年台風第 19 号(令和元年東日本台風)等による豪雨災害を踏まえ、中央防災会議防災対策実行会議「令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」において「令和元年台風第 19 号等を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について(報告)」(以下「報告書」という。)を取りまとめました。

(報告書：<http://www.bousai.go.jp/fusui/gai/typhoonworking/index.html>)

報告書では、令和元年台風第 19 号等の教訓を踏まえ、「自らの命は自らが守る」意識を一人一人に醸成させるべく、令和 2 年度出水期までに、避難行動を促す防災の理解力(以下「避難の理解力」という。)を向上させるための普及啓発活動「避難の理解力向上キャンペーン」を行う必要性が示されました。当該キャンペーンは、市町村が日本全国の各戸にハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントを配布又は回覧するほか、教育機関や福祉関係者等が避難行動判定フロー等を活用し避難に関する理解を促進し、また、社員等が不要不急の外出を控えることができるよう民間企業がテレワーク・時差出勤・計画的休業等を促進する等、あらゆる主体が参画し、令和 2 年度出水期までに、国民に対し避難に関する理解の普及啓発を行うものです。(当該キャンペーンの全内容は参考資料 1 を参照して下さい)

貴職におかれましては、本キャンペーンに関し、下記事項を推進するためご尽力いただくとともに、その旨を貴都道府県関係部局及び管内市町村に対して周知し、本キャンペーンへの参画を働きかけ、今後の住民の避難対策に万全を期していただきますようお願いいたします。

ただし、現在新型コロナウイルスの感染拡大への対応が急務である状況を鑑み、キャンペーンの実施に当たっては、当面、地域の実情に応じて可能な範囲・方法で実施いただきますようお願いいたします。

なお、避難所における新型コロナウイルス感染症対策に万全を期す必要があることから、先日「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和 2 年 4 月 1 日府政防第 779 号、消防災第 62 号、健感発 0401 第 1 号)を通知し、また 4 月 7 日に事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」を發出しておりますので、平時の事前準備及び災害時の対応の参考としていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 避難の理解力向上キャンペーンの取組

「自らの命は自らが守る」意識を国民一人一人に醸成するため、令和2年度出水期までに、避難に関する普及啓発活動「避難の理解力向上キャンペーン」をあらゆる主体が参画し日本全国で展開する。ただし、現在新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、人と人との接触を徹底的に低減することが求められており、キャンペーンの実施により、人と人の接触が回避できない場合や「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）が生じうる場合等においては、感染拡大防止のため、その状況の回避若しくは延期又は中止を検討されたい。

(1) ハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントの周知

「自らの命は自らが守る」意識を国民一人一人に醸成するためには、住民に、平時より地域の災害リスクを認識してもらい、災害時にとるべき行動について理解してもらうことが重要である。このため、以下の取組を実施することとする。

- ① 市町村は、住民一人一人が地域における水害・土砂災害に関するリスクを確認できるよう、ハザードマップを各戸に配布又は回覧すること。
- ② 市町村は、住民自らが自宅の災害リスクを踏まえとるべき行動を判断するための「避難行動判定フロー（参考資料2）」、及び警戒レベル等の避難情報を読み解き避難するタイミングを判断するための「避難情報のポイント（参考資料3）」を、ハザードマップと合わせて各戸に配布又は回覧すること。また、現在新型コロナウイルスの感染拡大への対応が急務であり、避難所での感染拡大を防ぐ観点から、これら資料に記載の「『避難』とは『難』を『避』けることであり、安全な場所にいる人は避難場所に行く必要がない」ことや「安全な親戚・知人宅も避難先となり得る」こと等について住民の理解を促すこと。

参考資料2, 3 :

http://www.bousai.go.jp/fusui_gai/typhoonworki/ng/pdf/houkoku/campai_gn.pdf

- ③ 避難訓練や出前講座など、住民等が参加する防災に関するイベント等を実施する場合には、避難行動判定フロー等を活用するなど、住民の避難の理解力向上に努めること。

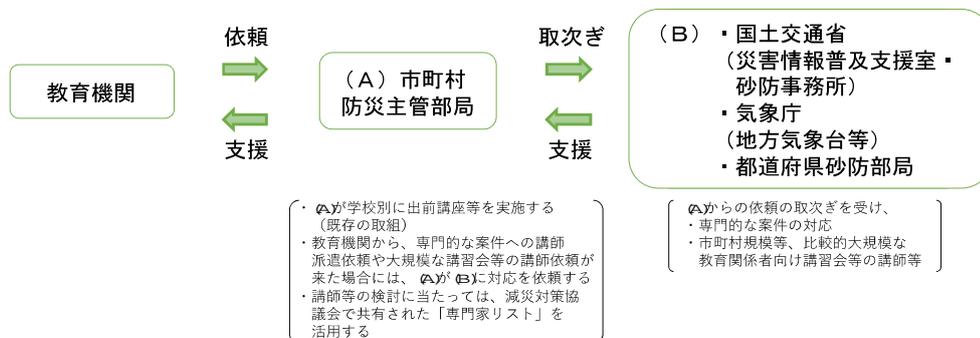
(2) 水害・土砂災害のリスクのある小・中学校における防災教育の支援

「自らの命は自らが守る」意識が醸成された地域社会を構築するためには、子供のころから地域の災害リスク等を知ることや命を守る行動を実践的に学ぶことが重要である。全国の水害・土砂災害リスクのある全ての小・中学校において、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に避難訓練と合わせ防災教育を実施することとなっている。そのため、防災主管部局としてその取組を支援すること。例えば、以下の支援が考えられる。

- ① 教育機関等からの依頼に応じ、「避難行動判定フロー」及び「避難情報のポイント」について説明すること。
- ② 教育機関等からの依頼に応じ、防災主管部局が行う出前講座等により、防災教育の内容面の充実を支援すること。
- ③ 教育機関等から専門的な案件について講師派遣や講演を依頼された際には、国土

交通省河川事務所(災害情報普及支援室)及び砂防事務所・都道府県砂防部局・気象台等が支援する用意があることから、必要に応じ、それら国及び都道府県の機関に取り次ぐこと。その際、大規模氾濫減災協議会等を通じて共有されている国土交通省や気象庁が作成した専門家リストを活用すること。

※既存の依頼ルート・支援体制がある場合はこの限りではない。



④ 必要に応じ、都道府県及び市町村の教育部局に対し、防災教育に活用できる以下の参考教材を説明すること。

- ・(内閣府) 警戒レベルに関する映像資料 (令和元年度作成)

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hi_nankankoku/h30_hi_nankankoku_gui_deline/index.html

- ・(国土交通省) 防災教育ポータル

<http://www.nhit.go.jp/river/bousai/education/index.html>

- ・(気象庁) 防災教育に使える副教材・副読本ポータル

http://www.jna.go.jp/jna/ki_shou/know_fukukyozai/index.html

- ・(文部科学省) 学校安全ポータルサイト

<https://anzenkyouiku.next.go.jp/>

⑤ 必要に応じ、都道府県及び市町村の教育部局に対し、防災教育の授業に活用できる以下のツールを説明すること。

- ・避難行動判定フロー (再掲)

- ・災害・避難カード: 災害時に避難すべき場所、避難時に持参する薬、誰と一緒に避難するか等を書き込んだ名刺タイプ(携帯可能なサイズ)のカードのこと。

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hi_nankankoku/sai_gai_ji_rei_syu.html

- ・マイ・タイムライン: 住民一人ひとりのタイムラインであり、台風の接近によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、とりまとめるもの。

<https://nytimeline.river.or.jp/>

なお、本通知を踏まえ、文部科学省から都道府県及び市町村の教育機関に対し、防災教育におけるこれら支援(新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた留意点を含む。)があることについて、別途通知予定。

(3) 福祉関係者等との連携による高齢者や障害者の方々の避難の理解力向上に向けた取組

台風第 19 号等においては多くの在宅の高齢者や障害者の方々が被災されており、こうした方々が事前に自宅の災害リスクを把握することで、災害時に適切な避難行動をとることが期待される。このため、都道府県及び市町村の防災主管部局・福祉部局、福祉関係者等が連携のもと、以下の取組を推進すること。

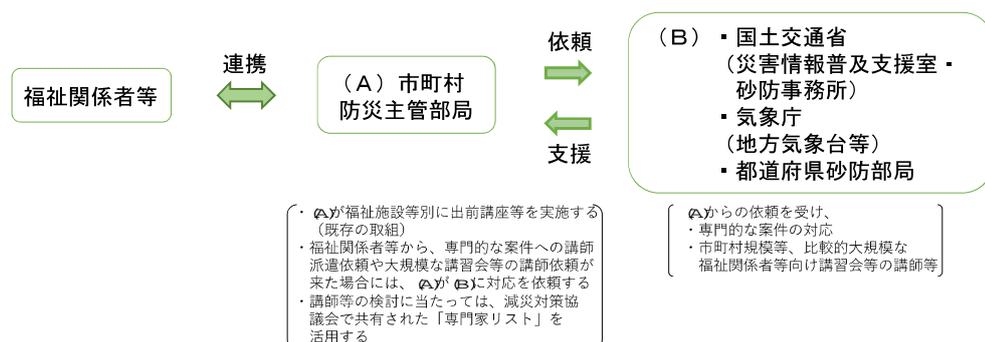
なお、本取組に関して、福祉専門職の職能団体等に対し、関係府省から別途協力依頼を行うとともに、都道府県及び市町村の防災主管部局及び福祉部局等に対し、実施方法等の詳細（新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた留意点を含む。）について別途通知予定。

- ・福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等が担当する高齢者や障害者宅を訪問する際に、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらう。

以上の取組の実施にあたっては、防災主管部局として、以下のような支援を行うこと。

- ① 福祉関係者等に対し、「避難行動判定フロー」及び「避難情報のポイント」について説明すること。
- ② 福祉関係者等に対し、出前講座等により、福祉関係者等の避難等に関する理解力を向上させること。
- ③ 福祉関係者等から専門的な案件について講師派遣や講演を依頼された際には、国土交通省河川事務所(災害情報普及支援室)及び砂防事務所・都道府県砂防部局・気象台等が支援する用意があることから、必要に応じ、それら国及び都道府県の機関に取り次ぐこと。その際、大規模氾濫減災協議会等を通じて共有されている国土交通省や気象庁が作成した専門家リストを活用すること。

※既存の依頼ルート・支援体制がある場合はこの限りではない。



(4) 広域避難の対象となる住民等への周知啓発

広域避難を計画している市町村においては、広域避難の対象となる住民等に対し、地域の災害リスクや広域避難を含むとるべき行動等への理解を促進するため、上記「避難の理解力向上キャンペーン」において、大規模災害時の広域避難の必要性や親戚・知人宅等の自主的な避難先の確保等について周知を図ること。

2. 災害時の情報伝達の改善の取組

- ① 「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府、平成 31 年 3 月改訂）」において、警戒レベル 4 避難指示（緊急）は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて、緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に運用するものとしており、必要に応じて避難情報の発令基準を改訂すること。
- ② 「全員避難」「命を守る最善の行動」については、災害時には、短い言葉で繰り返し呼びかけを行う必要がある。ただし必要に応じて、例えば 3 回に 1 回程度は「危険な場所から全員避難」等、補足的な呼びかけを行うこと。また、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域以外でも災害の危険があることについて呼びかけを行うこと。
- ③ 市町村は、災害時のアクセス増によりホームページにつながりにくくなることのないよう必要な対策を講じること。対策例は以下のとおり。
 - ・Web サイトの軽量化（災害時にホームページを文字情報のみとし負荷軽減）
 - ・ミラーサイトの準備（サーバーの負荷軽減のため同機能のサーバーを複数台準備）
 - ・キャッシュサイトの作成（検索エンジンに一時的にページを複製し誘導する）等
- ④ 避難勧告等を迅速かつ確実に住民に伝達するため、防災行政無線（同報）だけではなく、FM放送、ケーブルテレビ、携帯電話等の様々な災害伝達手段の整備を促進し、地域の特性にあわせて災害時の情報伝達の多重化・多様化を図ること。なお、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成 30 年 7 月 31 日厚生労働省・国土交通省告示第 2 号）に記載のとおり、洪水等の災害時においては、特に河川敷にいるホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、河川管理者と福祉部局等は連絡調整し、配慮して対応することとなっていることを、ご承知おき頂きたい。

3. 避難場所の開設等に関する保険制度

災害時に、市町村が迅速かつ適切に避難勧告等を発令し、災害による被害の防止・軽減を図ることができるよう、避難場所の開設等に関する費用を補償する保険制度（全国市長会「防災・減災費用保険制度」、全国町村会「災害対策費用保険制度」）を活用すること等を検討すること。

4. 広域避難の実効性確保に向けた取組

市町村界を越えての広域避難が必要な地域においては、令和元年台風第 19 号を踏まえ、以下の点に留意し、広域避難の実効性確保に向けた取組を推進すること。

- ① 浸水想定区域が市町村の広範に及び当該市町村内では安全な避難場所等の確保が困難な場合や、隣接市町村への避難が有効な地区がある場合は、他市町村への広域避難の必要性について検討し、受け入れ先の市町村と協定等を結ぶなど、平時から連携を図ることが望ましい。
- ② 広域避難は通常の避難より準備・移動に時間を要することから、早めに関係者間の情報共有や意思決定、及び対象住民等への呼びかけを行うことが重要である。その際、避難に必要な時間（リードタイム）だけではなく、夜間や暴風時、鉄道計画運休等による移動困難性についても注意する必要がある。
- ③ 降雨・暴風等がどのように推移するかは毎回異なり、想定されていたタイミングより遅れて検討開始・発令等の基準に到達する場合があるため、柔軟な対応が可能な計画としておくことが重要である。
- ④ 広域避難への対応と並行して、想定通りに広域避難が行われず浸水域内に住民等が留まった場合において被害を最小化するための対応も検討しておく必要がある。

以上

<問合せ先>

○内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付
菅（すが）風水害対策調整官、長野主査

TEL: 03-301-5333 FAX 03-301-6820

○消防庁国民保護・防災部防災課
神田災害対策官、亀田係長

TEL: 03-523-7355 FAX 03-523-7355